

掛川市規則第14号

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市児童福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第16号中 「①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法」 を

「①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法」 に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。